

委 託 契 約 書 (案)

- 1 委託業務の名称 「第8回世界のウチナーンチュ大会」本大会イベント等委託業務
- 2 履 行 期 間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- 3 業務委託料 _____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____円)
(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、委託業務料に110分の10を乗じて得た額である。
- 4 契約保証金 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発 注 者 住所 那覇市泉崎1丁目2番2号
氏名 第8回世界のウチナーンチュ大会実行委員会
会長 古謝 玄太

受 注 者 住所
氏名

(総 則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）及び別添1「仕様書」に従い、この契約（この契約書及び仕様書の内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、委託業務実績報告書（以下、「業務実績報告書」という。）を提出するものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。

3 甲は、その意図する成果を得るため、業務に関する指示を乙又は乙の管理責任者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の管理責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(業務実施計画書等の提出)

第2条 乙は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて、次に掲げる内容を含む業務実施計画書を作成し、甲に提出するものとする。

- 一 事業の内容
- 二 実施方法
- 三 実施体制
- 四 実施スケジュール
- 五 経費積算内訳

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務実施計画書等を受理した日から7日以内に、乙に対してその修正を指示することができる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、業務実績報告書（未完成の業務実績報告書及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の譲渡等)

第4条 乙は、業務実績報告書が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、業務実績報告書が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該業務実績報告書の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲は、業務実績報告書が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、

既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 4 乙は、業務実績報告書が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、業務実績報告書が著作物に該当しない場合には、当該業務実績報告書の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

(一括再委託等の禁止)

第5条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の委託業務に係る優先交渉権者選定委員会参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(履行報告)

第6条 乙は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(仕様書等の変更)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下、「仕様書等」という。）の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 乙は、各号の一に該当するときは、あらかじめ業務実施計画変更申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 委託費の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分

額の10分の2以内の流用増減であって、あらかじめ甲に報告したものを除く。

二 委託事業の内容を変更しようとするとき。

- 2 甲は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(乙の請求による履行期間の延長)

第9条 乙は、その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲の履行期間内の延長変更を請求することができる。

- 2 前項による履行期間の変更については、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第10条 業務実施報告書の引渡し前に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りではない。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担とする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第12条 乙の責に帰する理由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の遅延利息は、延長日数に応じ年3.0%の割合で計算する。

(委託業務実績報告書等の提出)

第13条 乙は、甲から事業の実施状況の報告を求められたときは、依頼を受けた日から10日以内に甲に提出するものとする。また、委託業務が完了したときは、仕様書に基づく業務実績報告書を業務完了後10日以内に甲に提出するものとする。

- 2 委託業務実績報告書には、委託業務経費使用明細書（以下、「経費使用明細書」という。）を含めるものとする。
- 3 経費使用明細書は、業務実施計画書等に記載された経費の内訳に基づいて作成するものとする。

(委託の額の確定及び検査)

第14条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前

条の業務実績報告書の提出を受けた場合、又は通知を受けた日から 10 日以内に乙の立会いの上、仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するため、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る委託業務が、本契約の内容に適合するものであるかの検査を行う。

- 3 乙は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに自己の負担で修補して甲の検査を受けなければならない。
- 4 甲は、第 2 項の検査により、乙の業務が本契約に適合するものであると認められる場合は、仕様書、業務実施計画書等及び業務実績報告書に基づき、支払いすべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。
- 5 甲は、前項の委託費の額の確定をした場合において、既にその額を超える委託料が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 6 甲は、乙が前項に規定する返還を甲の指定する期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年利 3.0%の延滞金を徴収できるものとする。
- 7 第 4 項で確定した額をもって契約金額とする。

(業務委託料の支払)

- 第 15 条 乙は、前条第 4 項の通知を受けた後に、委託料（既に支払い済の額があるときは、当該支払額を控除した額）の支払いを請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。
 - 3 甲は、乙の請求により必要があると認められる場合は、第 1 項の規定にかかわらず、契約額の 30%の範囲内で乙の概算払請求書により概算払いをすることができる。
 - 4 乙は、天変地異、気象条件、運輸機関等における争議行動等の事由により、業務の円滑な実施が不可能となり、または前もって予想される場合、すでに乙が要した費用のみの支払いを原則として、甲乙協議して定めた額を甲に請求することができる。

(第三者による代理受領)

- 第 16 条 乙は、甲の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 14 条の規定に基づく支払をしなければならない。

(契約不適合責任)

- 第 17 条 甲は、業務実績報告書に、当該業務に契約の内容に適合しない部分（以下「不適合部分」という。）があるときは、不適合を知った時から 1 年以内に受注者に対してその旨を通知し、不適合部分の修補、修補に代え損害の賠償、又は修補とともに

に損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定は、その不適合が発注者の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 18 条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、年 3.0%の割合で計算した額とする。

(甲による契約の解除及び違約金)

第 19 条 甲は、次に掲げる一の理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除し、また既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 その責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- 三 乙が管理責任者を配置しなかったとき。
- 四 乙が正当な事由無く解約を申し出たとき。
- 五 本契約の履行に関し、乙またはその使用人等に不正の行為があったとき。
- 六 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当するものであることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）

イ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団等を利用している者

エ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団等であることを知りながらこれらを利用している者

七 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は違約金として、契約保証金を納付している場合、契約保証金を取得し、返還の義務を負わないものとし、契約保証金を免除している場合は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を乙に請求することができる。

3 甲は、第 1 項の規定により契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額

を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

(乙による解除権)

第 20 条 乙は、甲がこの契約条項に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。

二 乙は前項に定める場合のほか、契約の解除を必要とするときは、甲と協議のうえ契約を解除することができる。

三 第 1 項の規定による契約解除の場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第 21 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年 3.0%の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年 3.0%の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(個人情報保護)

第 22 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別添 2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第 23 条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿の記載等)

第 24 条 乙は、委託業務の経理状況を明らかにするため、業務実施計画書毎の帳簿を備え、支出額を費目毎、種別毎に区分して記載するとともに、その支出を証する書類を整理し、委託業務が完了した又は第 19 条及び第 20 条に規定する委託業務の廃止の承認を受けた日の属する甲の会計年度である 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間の翌日から 5 年間保管し、甲の要求があるときは、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

(善良なる管理者による注意義務)

第 25 条 乙は、本契約に係る業務の履行にあたり、常に善良なる管理者の注意義務をもって、誠実に履行しなければならない。

(補 則)

第 26 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。